

# NJ DIAMOND SITE 利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 用語の定義

1. NJ DIAMOND SITE利用規約（以下「本規約」といいます。）において用いられる用語は、以下の定義に従うものとします。
2. 「入札」とは、本サービスを通じて購入を希望する商品の希望購入価格を当社及び他の登録者に提示することをいいます。
3. 「入札者」とは、本サービスを通じて入札を行った登録者をいいます。
4. 「落札」とは、オークションの結果、当該商品に最高値を付けた登録者に購入の権利が与えられることをいいます。
5. 「落札者」とは、本サービスを通じて商品を落札した登録者をいいます。
6. 「即決価格」とは、入札額がその価格に達した時点で、競りを終了させることのできる価格をいいます。
7. 「開始価格」とは、当該商品を落札できる入札額の最低額をいいます。設定された開始価格を下回る金額での入札はできません。
8. 「下見予約」とは、登録者が本サービスで決められた方法により当社に事前予約することによって、商品を当社が指定する場所において検品することをいいます。
9. 「当社」とは、株式会社ネットジャパンを指します。
10. 「運営事務局」とは、株式会社NJオークションを指します。

### 第2条 本サービスの利用

1. 登録者は、本規約及びその他当社が随時通知する内容に従い、本サービスを利用するものとします。
2. 登録者は会員登録の申請を行った時点で、当社のプライバシーポリシーに同意し、「古物営業法」並びに「犯罪収益移転防止法(マネーロンダリング法)」に基づく本人確認記録の作成に協力するものとします。
3. 運営事務局がその都度ご案内し本サービス上で告知する、本規約の追加規定又は個別規定（以下「利用規約追加規定等」といいます。）は、本規約の一部を構成します。本規約と利用規約追加規定等の内容が異なる場合には、利用規約追加規定等の内容が優先されるものとします。
4. 登録者が本規約並びに当社プライバシーポリシーに反する行為を行った場合、事前の通告なしに当社の判断による登録者の強制退会や取引の中止、被害に対する請求を登録者に行えるものとし、登録者はこれらに同意するものとします。

### 第3条 運営者と対象

本サービスは当社が日本法に準拠して作成・運営し、日本国内に居住のお客さまに対して情報・商品・サービスを提供するものです。その他の法域における国・地域への提供を目的としているものではありません。

## 第2章 取引

### 第4条 入札

1. 本サービスでの商品の購入者はオークション方式によって決定されます。本サービス上に掲載されている商品の購入を希望する登録者は、当該商品の購入希望価格を入札により当社及び他の登録者に提示します。
2. 入札は、掲載されている入札開始日時に入札受付が開始され、掲載されている入札締切日時に入札が締め切られます。
3. 登録者が入札を行う際に当該商品に他の登録者の入札がされていない場合は開始価格以上の価格を提示しなければならず、他の登録者の入札がなされている場合は当該時点の入札最高値を上回る価格を提示しなければなりません。
4. 入札価格は、商品ごとに設定された入札単位に則して入札しなければなりません。
5. 入札金額が同額の場合は、先に入札した方が優先されます。
6. 前3項の入札を行った時点で、当該商品に関する当社への購入の意思表示とみなし、当該意思表示は取り消すことができないものとします。

### 第5条 落札

1. 前条の入札が行われた場合、入札締切日時が到来した時点で最高額で入札をしている登録者が落札者となります。
2. 前項の規定に関わらず、商品ごとに設定されている即決価格を提示した場合、当該時点で当該商品の入札は終了し、即決価格で入札した登録者が落札者となります。

3. 前2項において、当該落札時点では当該商品の売買契約は締結されていないものとします。また、落札者は当該商品の購入の意思表示を取り消すことはできないものとします。

#### 第6条 売買契約の成立

1. 落札者が決定した後、落札者自身の精算申請後、または掲載している精算申請締切日時に運営事務局から請求書を添付した契約承諾通知メールを送信します。当該契約承諾通知メールが落札者に到達した時点（落札者のメールサーバのメールボックスに運営事務局から送信された契約承諾通知メールが記録された時点とします。）をもって売買契約が成立することとします。
2. 落札者のメールサーバに故障など特別な事情があり契約承諾通知メールが確認できない場合は、速やかにその旨を運営事務局に伝えることとします。
3. 第1項の規定に関わらず、落札者が支払いの期日までに商品代金を支払わない場合、運営事務局は相当な期間をおいた催告を行います。当該催告において定めた期間内に商品代金が支払われない場合、運営事務局は当該商品に関する売買契約を解除することができます。
4. 売買契約が解除された場合、当社は当該商品を第三者に売却する事ができることとします。この場合、当社の第三者への売却価格が落札価格より下回る場合は、落札者は、当社に対しその差額を支払わなければならないこととします。

#### 第7条 売買代金の支払及び物件の引渡し

1. 落札者は、前条の売買契約の成立により、請求書に記載の請求金額を精算申請時に選択した取引方法によって、運営事務局に支払い、商品を受け取るものとする。
2. 振込後手渡の場合は、請求書発行後4営業日以内に運営事務局指定の口座に振り込み、事前に運営事務局に商品の受取日時を連絡した上で、運営事務局に商品を受け取りに来るものとする。
3. 現金手渡の場合は、請求書発行後4営業日以内に、事前に運営事務局に商品の受取日時を連絡した上で、運営事務局にて支払い及び商品の受け取りを行うものとする。
4. 商品の発送を希望する場合で、請求金額が300,000円以下の場合は代金引換にて支払うものとし、商品の発送は原則4営業日以内に行います。なお、請求金額とは商品代金、鑑定書代、送料、代引手数料、消費税の合計金額のことを言います。
5. 商品の発送を希望する場合で、請求金額が300,000円を超える場合は事務局指定の口座に振り込むものとし、商品の発送は事務局が請求金額の入金を確認後、原則4営業日以内に行います。
6. 商品は原則、登録情報に記載されている、事前に指定した住所へ発送するものとします。登録されていない住所に商品の発送を希望する場合は、事前に運営事務局へ連絡するものとします。

#### 第8条 返品可否

商品の特性上、返品は受け付けない事とします。但し、運営事務局の過失により発送した商品が落札した物と異なっていた場合や、本サービス上に掲載された商品情報に重大な誤りがあった場合はその限りではありません。

#### 第9条 所有権の移転時期及び危険負担

1. 本サービス上で売買契約が成立した物件については、運営事務局から落札者に又は運営事務局から運送業者に商品を引き渡した時点で、当該商品についての所有権は当社から落札者に移転し、落札者はその危険を負担するものとし、火災、風水害、盗難等により当該商品が滅失、毀損したときといえども売買代金の支払を免れることはできないものとします。また、いずれの当事者も、かかる滅失、毀損を理由として契約の解除はできないものとします。
2. 運送業者の故意又は過失を原因として物件が滅失・毀損したことにより、運送会社から補償として金銭又は物品を受領できる場合に運営事務局がかかる補償を受領した場合、運営事務局は落札者に当該価額を支払い又は引き渡すものとします。

### 第3章 その他

#### 第10条 休業日

運営事務局の休業日は土日祝日及び年末年始です。それ以外に夏期休暇や社員研修、その他特別な事情により臨時に休日を設定することがあります。臨時に設定した休日につきましては、事前にWEBサイト上に表示、電子メールで通知するなどして、事前にその旨を告知するように努めますが、運営事務局の休業日については、商品の出荷作業も中断されます。

## 第11条 記載情報の著作権

本サイトの内容はすべて当社が所有し、世界各国の著作権法によって保護されています。

利用者は、すべての著作権と他者の所有権を遵守した上で、個人的使用と個人的情報の提供を受けることができます。本サイトからのいかなる情報に関しても、当社の許可なく、全部あるいは一部の複製、転用、修正、書き換え、分解、送信、商業上の利用は認められていません。

## 第12条 免責事項

本サイト上の掲載内容については細心の注意を払っておりますが、その情報に関する信頼性、正確性、完全性について保証するものではありません。掲載された内容の誤り、および掲載された情報に基づいて行われたことによって生じた直接的、間接的トラブル、損失、損害については、当社及び運営事務局は一切の責任を負いません。

本サイト上で公表された情報は、情報入手の目的にのみご利用いただけます。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがございます。

## 第13条 禁止事項

ユーザーは、本サービスの利用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。禁止事項に違反した場合には、事前の通知なしに強制退会、利用停止、データの削除を行う場合があります。

- ・法令または公序良俗に違反する行為
- ・本規約やご利用ルールに違反する行為
- ・半年以上入札を行わない場合

## 第14条 協議

1. 当社及び運営事務局と登録者の間にて紛争が発生した場合には、本規約の定めに従って、当事者同士の協議により解決を図るものとします。
2. 本規約に規定のない部分については民法商法その他の法令に従い信義をもって協議による解決に協力することとします。

制定：2017年6月25日 第1版